

会 告

各種認定審査のお知らせ

専門医審査委員会

日本集中治療医学会では、下記の事項につき、2012年度(平成24年度)の資格審査を行いますので、該当者および該当施設は申請手続きを始めて下さいますようお願いいたします。

[Ⅰ] 資格審査項目

- (1) 集中治療専門医認定審査
- (2) 集中治療専門医更新審査
- (3) 集中治療専門医研修施設認定審査
- (4) 集中治療専門医研修施設更新審査

[Ⅱ] 申請手続期間(1)～(4)の全ての審査項目共通

2012年(平成24年)4月1日～5月31日(消印有効)

[Ⅲ] 申請対象

集中治療専門医認定：2012年3月31日までに申請資格を満たす者

集中治療専門医研修施設認定：2012年3月31日までに申請資格を満たす施設

集中治療専門医更新：認定期間が2013年3月31日までの者

集中治療専門医研修施設更新：認定期間が2013年3月31日までの施設

(申請資格は、集中治療専門医制度規則および細則<巻末>を参照のこと)

[Ⅳ] 連絡先(手続事務)

日本集中治療医学会事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷3-32-6

ハイヴ本郷3階

TEL. 03-3815-0589 FAX. 03-3815-0585

[Ⅴ] 手続方法

- ① 申請用紙の希望者は、住所、氏名を記入し、240円切手を貼付したA4判の返信用封筒を同封のうえ、専門医申請書または専門医研修施設申請書希望と明記して、お送り下さい。
- ② 昨年度の専門医申請書は使用できません。
- ③ 専門医の更新、専門医研修施設の更新の対象者および施設には、学会事務局より申請用紙を送付いたしますので、遅滞なく手続きを進めるようお願いいたします。申請用紙が4月10日までに郵送されない場合は、学会事務局に御連絡下さい。

会 告

専門医審査委員会

2012年度より以下のように専門医試験が変更となりますので、お知らせ致します。

専門医試験の変更点

1. 記述式問題は廃止する。
2. 全ての問題を100題の正答肢選択式とする。

会 告

集中治療専門医認定審査について

専門医審査委員会

日本集中治療医学会では、集中治療専門医認定審査を、下記の如く行いますので、該当者は申請手続きをお願いいたします。

提出書類に不備のないよう、早めに手続きをお願いいたします。

(1) 申請資格者

2012年(平成24年)3月31日までに申請資格を満たす者
(集中治療専門医制度規則および細則<巻末>を参照のこと)

(2) 申請期間

2012年(平成24年)4月1日～5月31日(消印有効)

(3) 書類審査の可否の報告(本人通知)8月上旬

(4) 専門医筆記試験

期 日：日本集中治療医学会雑誌19巻2号4月号に掲載(平成24年8月下旬に実施の予定)
場 所：日本医科大学
東京都文京区千駄木1-1-5

(5) 結果発表(本人通知)

(6) 連絡先(手続事務)

日本集中治療医学会事務局
〒113-0033 東京都文京区本郷3-32-6
ハイヴ本郷 3階
TEL. 03-3815-0589 FAX. 03-3815-0585

申請用紙の希望者は、住所、氏名を記入し、240円切手を貼付したA4判の返信用封筒を同封のうえ、専門医申請書希望と明記して、お送り下さい。

昨年度の専門医申請書は使用できません。

会 告

1) 集中治療専門医申請資格の緩和について

集中治療専門医申請資格が下記の通り緩和されましたのでお知らせいたします。

- (1) 勤務する集中治療施設に集中治療専門医がいないことのみで、専門医研修施設認定の申請が行えない場合
 - a) 集中治療専門医認定の申請書類提出と同時に集中治療専門医研修施設の認定に必要な申請書類を提出する。
 - b) 集中治療専門施設に相応しい内容であることが認定されれば、専門医認定試験の受験が許可される。
 - c) 専門医認定試験に合格すれば、専門医と研修施設が同時に認定される。
- (2) 勤務する集中治療施設に集中治療専門医がいないこと、およびICU施設面積が規格に足りないことで専門医研修施設認定の申請が行えない場合
 - a) 集中治療専門医認定の申請書類の提出と同時に集中治療専門医研修施設の認定に必要な申請書類を提出する。
 - b) 施設面積は規格に満たないが、集中治療専門施設に相応しい内容であることが認定されれば、専門医認定試験の受験が許可される。
 - c) 専門医認定試験に合格すれば、専門医のみが認定される。
- (3) 研修経歴に施設基準に満たない施設での研修が含まれていて専門医認定の申請が行えない場合
 - a) 集中治療専門医認定の申請書類の提出と同時に集中治療専門医研修施設の認定に必要な申請書類を提出する。
 - b) 当該施設が上記の緩和条件に合致する場合は受験が許可される。
 - c) 専門医認定試験に合格すれば専門医が認定される。

2) 集中治療専門医研修施設認定のための更新申請書類の簡素化について

集中治療専門医研修施設認定のための更新申請書類の簡素化について下記の通り決定されましたのでお知らせいたします。

提出が必要な更新申請書類

- ① 集中治療専門医研修施設認定更新申請書
- ② 集中治療部医師の構成および勤務体制、看護師の構成および勤務体制
- ③ 集中治療室における専従医1週間の勤務表
- ④ 集中治療専従医師の日勤および夜勤(あるいは当直)勤務表
- ⑤ 集中治療室における看護師の日勤および夜勤(あるいは当直)勤務表
- ⑥ 重症30例の治療概略一覧表
- ⑦ 施設長(病院長)の証明書

変更がなければ提出が不要となった更新申請書類

- ① 施設責任者証明書類の写し
- ② 集中治療専門医認定証の写し
- ③ 都道府県知事の特定集中治療室管理証(管理加算受領証)の写し
- ④ 申請病院の概要
- ⑤ 病院内組織図(中央部門であることの証明)
- ⑥ 集中治療室の概要
- ⑦ 見取り図

なお、1) 集中治療専門医申請資格の緩和についても、2) 集中治療専門医研修施設認定のための更新申請書類の簡素化についても平成17年4月1日から発効いたします。

以上

平成17年4月1日
日本集中治療医学会
理事長 平澤 博之
専門医制度委員会委員長 丸川征四郎

会 告

専門医制度委員会

日本集中治療医学会 集中治療専門医申請・更新につきまして連絡申し上げます。

日本集中治療医学会学術集会の出席証明は、学術集会および地方会ともに出席証明書をもって行いますので、それぞれの出席証明書は保管し上記申請・更新時にそのコピーを提出して下さい。

また、以下に申請審査にあたっての申し合わせ事項を示しますが、集中治療専門医制度規則、施行細則および別表(巻末掲載)を、必ず御覧下さい。

<申請審査にあたっての申し合わせ>

1) 学会出席

- a. 地方会出席については、申請書締切までに開催される他の地区の地方会参加の場合も可とする
- b. リフレッシャーセミナー出席については、地方会出席と同等の単位とする

2) 学会発表・学術論文：業績記載期限(原則：過去5年間)

- a. 5年前の3月31日までに限定せず、5年前の年度内の業績(1月～3月の業績)も可とする
申請書締切までの業績も可とする
- b. 論文については、発行前でも採択通知があれば可とする
- c. 上記で認められた学会発表・学術論文は次回の専門医更新時には、使用不可とする

3) 日韓集中治療専門医合同学術集会発表

日韓集中治療専門医合同学術集会発表については、日本集中治療医学会学術集会発表と同等の業績とする

4) 学術論文

企業PR誌、病院内紀要に掲載されたものは認めない

5) 専門医更新についての有効期限(更新申請期限)の延長について

病気・留学以外は認めない

以上